

# 豊中市売上アップ応援金交付要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、市内事業者等で構成された団体若しくは実行委員会が行う地域の賑わい創出や消費喚起に取り組む事業に対して、市が応援金を交付することにより、地域経済の再生とさらなる産業の振興を図ることを目的とする。また、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者（ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。）
- (2) ビジネスの事業運営に取り組むNPO法人等
- (3) 中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業
- (4) 前3号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体又は実行委員会

## (対象者等)

**第3条** 本応援金を申し込むことができる者は、市内に本店所在地又は事業所を有し、市税を完納している（ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす）事業者（以下「市内事業者」という。）であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者、又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除く。

- (1) 団体 活動1年以上、かつ構成員の3分の2以上の事業者が市内に拠点を有する商業団体等で、次に掲げる団体とする。
  - ① 商店街組織
  - ② 連合会
  - ③ 前各項目に準ずるもので市長が適当と認める団体
- (2) 実行委員会 定款又は会則等を有し組織的な運営がされており1年以上の活動実績があること、かつ4者以上の事業者で構成され、構成員の3分の2以上の事業者が市内に拠点を有しており、当該組織の本拠地を市内に置いている実行委員会とする。

## (対象事業)

**第4条** 対象となる事業（以下、「対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「対象者」という。）が実施する事業であって、豊中市内で行われる事業とする。

2 前項の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 補助金交付決定以降に実施されるものであること。
- (2) 補助金交付申込みが行われる年度に実施されるものであること。
- (3) 団体若しくは実行委員会の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されることを防止するため、原則団体若しくは実行委員会内で受発注されるものでないこと。
- (4) 地域の賑わい創出を目的として行われる事業であること。
- (5) 広く一般に周知され、参加者に制限が設けられていないこと。
- (6) 市内外から多くの集客が見込める事業であること。

#### (対象経費)

**第5条** 対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表1に規定する経費とする。

#### (応援金の上限額等)

**第6条** 応援金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 補助の対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 300,000円

2 前項の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (応援金交付の申込み)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、豊中市売上アップ応援金交付申込書(様式第1-1号)に別表2に規定する添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 代表者が同一である団体、実行委員会及び構成員の半数以上が同一である団体、実行委員会 は複数の申込を行うことはできない。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている申込者は、第1項の補助金の交付の申込をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申込しなければならない。ただし、申込時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

#### (応援金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、応援金の交付の可否を決定し、応援金の交付が適当であると認められる場合は、豊中市売上アップ応援金交付決定通知書(様式第2-1号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不適当であると認める場合は、応援金の不交付決定を行い、豊中市売上アップ応援金不交付決定通知書(様式第2-2号)により申込者に通知するものとする。

### 3 審査は非公開により行う。

#### (変更の届出)

**第9条** 補助金の交付決定を受けた申込者(以下「補助対象事業者」という。)は、応援金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、以下の書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 豊中市売上アップ応援金交付変更承認申込書(様式第3-1号)
- (2) 豊中市売上アップ応援金変更実施計画書(様式第3-2号)
- (3) 豊中市売上アップ応援金変更予算書(様式第3-3号)
- (4) その他市長が定める書類

2 前項の規定による申込みがあったときは、市長は決定の内容を変更し、豊中市売上アップ応援金変更承認通知書(様式第4号)により通知する。

#### (実績報告)

**第10条** 補助対象事業者は、当該対象事業が完了したときは、速やかに豊中市売上アップ応援金実績報告書(様式第5-1号)に、別表3に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助対象事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

#### (応援金額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる対象事業の成果が、応援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の審査等を行うことにより、調査し適合すると認めたときは、交付すべき応援金の額を確定し、豊中市売上アップ応援金交付確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

#### (応援金の交付請求)

**第12条** 応援金の交付を受けようとする補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに豊中市売上アップ応援金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める応援金の額は、第8条第1項に規定する応援金交付決定額を上限とする。ただし、第9条第2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更交付決定額を上限とする。

#### (応援金の交付)

**第13条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該応援金交付請求書に係る応援金を交付するものとする。

2 応援金の交付は、対象者1者につき1回とする。

#### (成果の発表)

- 第14条** 市長は、必要があると認めるときは、対象事業の成果について、対象者に発表を求めることができる。
- 2 補助対象事業者は、対象事業の成果物等について発表する場合は、本応援金の交付を受けたことを明示することができる。

#### (調査等)

- 第15条** 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、補助対象事業者はその調査等に応じなければならない。

#### (交付決定の取消し)

- 第16条** 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 応援金を対象事業以外の用途に使用したとき。
  - (2) 応援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 応援金の全部又は一部を使用しなかったとき。
  - (4) 偽りその他不正な方法により応援金の交付を受けたとき。
  - (5) その他市長が応援金を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消した場合、豊中市売上アップ応援金取消決定通知書（様式第8号）により通知する。

#### (応援金の返還)

- 第17条** 市長は、前条の規定により応援金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る応援金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助対象事業者は、当該事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、補助対象経費の額が減額となる場合、速やかに市長に報告すること。
- 3 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額に相当する補助金の額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

- 第18条** 補助対象者は、前条に規定する応援金の返還を求められたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

#### (他の応援金等との併用制限)

- 第19条** 補助対象事業者が国、府又はその他の公共団体等から、対象経費について応援金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する応援金の交付を併用して受けることはできない。

#### (協力)

- 第20条** 市長は、補助対象事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることが

できる。

- (1) 補助対象事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

**(この要綱に定めがない事項)**

**第21条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和2年 6月22日から実施する。
- 2 この要綱は、令和2年12月 1日から実施する。
- 3 この要綱は、令和3年1月 1日から実施する。  
この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 4 この要綱は、令和3年4月 1日から実施する。  
この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 5 この要綱は、令和4年4月 1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和5年4月 1日から実施する。
- 7 この要綱は、令和6年4月 1日から実施する。
- 8 この要綱は、令和7年4月 1日から実施する。
- 9 この要綱は、令和8年4月 1日から実施する。

(別表 1)

対象となる経費は、以下の経費とする。

会場・機材等借上料
外注費・委託費
広告宣伝費
機械装置・工具備品借上料
保険料
景品・記念品代 (不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)に 基づく景品規制の限度内のものに限る) (申込み1件あたり10万円を補助上限とする)
店舗改修費
車両改修費
その他市長が必要と認めた経費

※消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、消費税等仕入控除税額を除く。

(別表 2)

応援金の交付申込みの添付書類は、以下の書類とする。

・豊中市売上アップ応援金実施計画書（様式第 1 - 2 号）
・豊中市売上アップ応援金予算書（様式第 1 - 3 号）
・豊中市売上アップ応援金に申込みすることができない者に該当しない旨の申立書（様式第 1 - 4 号）
・消費税等仕入控除税額確認書（様式第 1 - 5 号）
・代表者個人の豊中市税に未納のない証明書
・定款又は会則その他これらに類するもの
・役員名簿
・会員名簿
・事業の実施を承認した総会・理事会等の概要
・【実行委員会】昨年度以前の活動実績を表す書類
・事業の補足説明資料【任意】
・事業や法人を紹介するパンフレット等【任意】
・その他市長が必要と認める書類

(別表 3)

応援金の実績報告のすべての事業に共通する添付書類は、以下の書類とする。

・豊中市売上アップ応援金内容報告書（様式第 5 - 2 号）
・豊中市売上アップ応援金決算書（様式第 5 - 3 号）
・その他市長が必要と認める書類

応援金の実績報告の費目別の添付書類は、以下の書類とする（原則、写しで可）。

対象費目	添付書類
会場・機材等借上料	①支払いが完了したことがわかる書類 ・領収書の写し等 ・銀行振込の場合は、振込依頼票や通帳の写し
外注費・委託費	
広告宣伝費	
機械装置・工具備品借上料	
保険料	②成果がわかる資料 ・成果物や成果物の写真等
景品・記念品代	
店舗改修費	
車両改修費	
その他市長が必要と認めた経費	

豊中市長あて

申込者名 (団体名・実行委員会名)

所在地 (団体事務所・実行委員会事務所)

代表者名

(担当者名・電話番号: )

### 豊中市売上アップ応援金交付申込書

豊中市売上アップ応援金の交付を受けたいので、豊中市売上アップ応援金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みます。

#### 記

1. 事業の名称	
2. 応援金対象経費	金 円
3. 応援金交付申込額	金 円
4. 事業の内容	別紙、事業実施計画書及び予算書のとおり

＜申込時＞	
<p>●現状・課題</p> <p>※申込時における団体・実行委員会の活動内容や申込みのきっかけがわかるよう、現在の課題等を含めて記入してください。</p>	
<p>●現状の売上高・ 来街者数（顧客数）</p> <p>※申込時における全体の売上高・来街者数を記入してください。</p>	
＜事業目標＞ 応援金を活用して実施する事業内容と事業効果について	
●事業の名称	
●実施期間（実施日） ※効果検証期間含む	
●実施場所	
●実施目的	
●実施概要	
●応援金の活用により実施する新たな取り組みや、 創意工夫	
<p>●目標の売上高・ 来街者数（顧客数）</p> <p>※団体等の売上拡大や賑わい創出に係る事業等、計画事業による目標売上を記入してください。 ※全体売上高の計算が困難な場合、個店ごとの売上アップ率等を記入してください。</p>	<p>売上アップ：            %増</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
●事業の効果	
※団体・実行委員会における全体の事業効果を記入してください。	

様式第 1 - 3 号

豊中市売上アップ応援金予算書

申込者名 (団体名・実行委員会名)

---

【支出内訳】

(単位：円)

区分	対象費目 (※)	予算額	内容 (積算根拠等)
応援金対象経費			
合計			

《記入方法》 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、消費税等仕入控除税額を減額して記入してください。

(※) 対象費目：会場・機材等借上料、外注費・委託費、広告宣伝費、保険料、景品・記念品代、店舗改修費、車両改修費 に分類して記入してください。

(単位：円)

応援金交付申込額 (1,000 円未満切捨)	金	円
------------------------	---	---

※対象経費の合計に 2 分の 1 を乗じて、1,000 円未満を切捨てた金額を記入してください。  
(上限 30 万円)

豊中市長あて

申込者名 (団体名・実行委員会名)

所在地 (団体事務所・実行委員会事務所)

代表者名

豊中市売上アップ応援金に  
申込みすることができない者に該当しない旨の申立書

豊中市売上アップ応援金の申込みをするに際し、本事業に参加する者（団体若しくは実行委員会の構成員を含む）が豊中市売上アップ応援金交付要綱第3条に定める下記の事項に該当しないことを申し立てます。

なお、万が一、応援金交付決定後に下記事項に該当することが判明した場合は、応援金交付決定が取り消されることを了承します。また、当該取消しに係る応援金が、すでに交付されているときは、それを返還します。

記

- ア. 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者
- イ. 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者
- ウ. 風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者



様式第2-1号

豊活産第 号  
令和 年 ( 年) 月 日

豊中市売上アップ応援金交付決定通知書

団体名  
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年 ( 年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市売上アップ応援金につきましては、次のとおり決定しましたので、豊中市売上アップ応援金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

応援金等の名称	豊中市売上アップ応援金
応援金交付決定額	金 円

交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・事業実施後、速やかに豊中市売上アップ応援金実績報告書（様式第5-1号）を提出すること。
- ・法令ならびに豊中市売上アップ応援金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

豊中市売上アップ応援金不交付決定通知書

団体名  
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年 ( 年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市売上アップ応援金につきましては、次のとおり決定しましたので、豊中市売上アップ応援金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

申込者名 (団体名・実行委員会名)	
所在地 (団体事務所・実行委員会事業所)	
代表者名	
申込事業の名称	
不交付決定の理由	

豊中市長あて

申込者名 (団体名・実行委員会名)

所在地 (団体事務所・実行委員会事務所)

代表者名

豊中市売上アップ応援金交付変更承認申込書

豊中市売上アップ応援金交付要綱第9条第の規定により、令和 年 ( ) 月 日付け豊活産第号で交付決定されました、本応援金に関する事業計画内容の変更を申込みます。

記

1. 事業の名称	
2. 応援金対象経費	【変更前】 金 円
	【変更後】 金 円
3. 応援金交付決定額	金 円
4. 変更後交付申込額	金 円
5. 事業の内容	別紙、変更実施計画書及び変更予算書のとおり
6. 変更理由	

豊中市売上アップ応援金変更実施計画書

<b>&lt;事業の名称&gt;</b>	
<b>&lt;実施目的&gt;</b> 申込時と同様の内容を記入してください。(目的の変更はできません。)	
<b>&lt;事業目標&gt;</b>	
(変更前) 目標の売上高・来街者数	売上アップ:           %増
(変更後) 目標の売上高・来街者数	売上アップ:           %増
<b>&lt;事業概要&gt;</b> 当初の計画から変更する点について記入してください。	
(変更前)	(変更後)
<b>【変更後の事業概要】</b>	
<b>【事業の効果】</b>	

豊中市売上アップ応援金変更予算書

申込者名（団体名・実行委員会名）

【支出内訳】

（単位：円）

区分	対象費目（※）	予算額		内容（積算根拠等）
		変更前	変更後	
応援金対象経費				
合計				

《記入方法》 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、消費税等仕入控除税額を減額して記入してください。

（※）対象費目：会場・機材等借上料、外注費・委託費、広告宣伝費、保険料、景品・記念品代、店舗改修費、車両改修費 に分類して記入してください。

（単位：円）

変更後交付申込額（1,000円未満切捨）	金	円
----------------------	---	---

※対象経費の合計に2分の1を乗じて、1,000円未満を切捨てた金額を記入してください。

（上限30万円）

団体名  
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

豊中市売上アップ応援金変更承認通知書

令和 年 ( 年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定しました、豊中市売上アップ  
応援金につきまして、豊中市売上アップ応援金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり  
変更を承認しましたので通知します。

記

1. 応援金交付決定額	金	円
2. 変更後交付決定額	金	円
3. 減少額	金	円

交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・ 事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・ 事業実施後、速やかに豊中市売上アップ応援金実績報告書（様式第5-1号）を提出すること。
- ・ 法令ならびに豊中市売上アップ応援金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

豊中市長あて

申込者名 (団体名・実行委員会名)

所在地 (団体事務所・実行委員会事務所)

代表者名

(担当者名・電話番号: )

### 豊中市売上アップ応援金実績報告書

令和 年 ( 年) 月 日付けで申込み、令和 年 ( 年) 月 日付け豊活産第 号  
で交付決定されました、対象事業に係る実施状況を豊中市売上アップ応援金交付要綱第10条の規定に基  
づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 事業の名称	
2. 応援金交付決定額	金 円
3. 応援金対象経費	金 円
4. 応援金決算額	金 円
5. 事業の内容	別紙、決算書及び内容報告書のとおり

豊中市売上アップ応援金内容報告書

<b>&lt;申込時&gt;</b> 申込書と同様の内容を記入してください。	
<p>●申込時の売上高・ 来街者数（顧客数）</p> <p>※申込時における全体の売上高・ 来街者数を記入してください。</p>	
<b>&lt;事業目標&gt;</b> 申込書と同様の内容を記入してください。	
<p>●目標の売上高・ 来街者数（顧客数）</p> <p>※団体等の売上拡大や販わり創出 に係る事業等、計画事業による 目標売上を記入してください。 ※全体売上高の計算が困難な場 合、個店ごとの売上アップ率等 を記入してください。</p>	<p>売上アップ：        %増</p>
<b>&lt;達成状況&gt;</b> 実施した事業の達成状況等について記入してください。	
●実施期間（実施日）	
●実施概要	
●応援金を活用して実施し た新たな取り組みや、 創意工夫	
<p>●売上高・来街者数</p> <p>※上記の事業目標における達成状 況を記入してください。</p>	<p>売上アップ：        %増</p>
<b>&lt;今後の展開&gt;</b> 実施事業の効果を踏まえ、今後の展開について記入してください。	

豊中市売上アップ応援金決算書

申込者名 (団体名・実行委員会名)

【支出内訳】

(単位:円)

区分	項目	決算額	備考
応援金対象経費			
	合計		

《記入方法》 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、消費税等仕入控除税額を減額して記入してください。

(※) 対象費目：会場・機材等借上料、外注費・委託費、広告宣伝費、保険料、景品・記念品代、店舗改修費、車両改修費 に分類して記入してください。

(単位:円)

応援金決算額 (1,000 円未満切捨)	金	円
----------------------	---	---

※対象経費の合計に 2 分の 1 を乗じて、1,000 円未満を切捨てた金額を記入してください。

(上限 30 万円)

様式第6号

豊活産第 号  
令和 年 ( 年) 月 日

団体名  
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

### 豊中市売上アップ応援金交付確定通知書

令和 年 ( 年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定しました、豊中市  
売上アップ応援金の交付額は以下のとおり確定しましたので、豊中市売上アップ応援金交付  
要綱第11条の規定により通知します。

#### 記

1. 応援金交付決定額	金	円
2. 応援金交付確定額	金	円
3. 減少額	金	円

様式第7号

令和 年 ( 年) 月 日

豊中市長あて

<申込者名> (団体名・実行委員会名)

<所在地> (団体事務所・実行委員会事務所)

<代表者名>

<電話番号>

### 豊中市売上アップ応援金交付請求書

豊中市売上アップ応援金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり応援金の交付を請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、令和 年 ( 年) 月 日付け豊活産第 号に基づく応援金

なお、上記応援金について下記のとおり振込みを依頼します。

#### 口座振替依頼書

振込先金融機関名	支店
預金種別	当座・普通預金
振込口座番号	NO.
ふりがな	
口座名義	

様式第8号

豊活産第 号  
令和 年 ( 年) 月 日

豊中市売上アップ応援金取消決定通知書

団体名  
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年 ( 年) 月 日付けで交付決定しました、豊中市売上アップ応援金につきましては、豊中市売上アップ応援金交付要綱第16条の規定により、以下のとおり決定しましたので通知します。

記

申込者名 (団体名・実行委員会名)	
所在地 (団体事務所・実行委員会事務所)	
代表者名	
申込事業名	
取消決定の理由	